

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第72号

鳥取県環境影響評価条例の一部を改正する条例

鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改正後	改正前
附 則 第1条～第3条 略 <u>（検討）</u> 第4条 知事は、平成31年12月31日を目途として、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	附 則 第1条～第3条 略 <u>（この条例の失効）</u> 第4条 この条例は、平成21年12月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。この場合における経過措置に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。